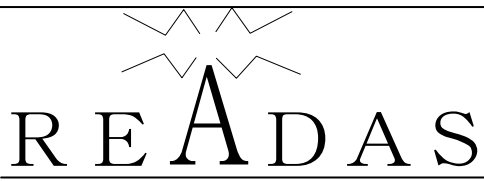


第 5188 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月19日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 店舗出店のための調査費

Q：婦人服を製造している会社ですが、店舗を出店して小売を始めようかと思っています。この場合にかかる調査費等はどうな取扱いになりますか？

A：開発費となり繰延資産になります。

【解説】

会計では、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債等発行費を繰延資産とし、財務諸表等規則ガイドラインにおいて、新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のため支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替を行った場合等の費用を開発費としています。

また、法人税では、法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので一定のものを繰延資産とし、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債等発行費、その他一定のものがこれに該当することとしています。

そして、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用を開発費としています。

このことから、新店舗を出店するために特別に支出する費用として認められる調査費は、開発費に該当し、繰延資産として取り扱われることとなります。

なお、経常費の性格をもつものは開発費に含まれないこととなっていますので、たとえば、家賃や支払利子等はこれに該当し、繰延資産には該当しないこととなります。

